



所得税の有価証券の評価方法の届出書

税務署長

____年 ____月 ____日 提出

納 税 地	住所地・居所地・事業所等(該当するものを○で囲んでください。)		
	(TEL - -)		
上記以外の 住 所 地 ・ 事 業 所 等	納税地以外に住所地・事業所等がある場合は書いてください。		
	(TEL - -)		
フリガナ 氏 名		生 年 月 日	大正 昭和 年 月 日生 平成
職 業		フリガナ 屋 号	

有価証券の評価方法については、次によることとしたので届けます。

1 評価方法

有 価 証 券 の 種 類	評 価 方 法	新 た に 取 得 し た 年 月 日

2 その他参考事項

関与税理士	
(TEL - -)	

税 務 理 署 欄	整 理 番 号	関 係 部 門 連 絡	A	B	C	D	E
通 信 日 付 印 の 年 月 日							確 認 印
年 月 日							

書 き か た

- 1 この届出書は、有価証券について選定した評価方法の届出をする場合に提出するものです。
(注) 従来の評価方法（評価方法の届け出がなかったため、法定の評価方法によるべきこととされた場合を含みます。）を変更する場合には、この届出書ではなく「有価証券の評価方法の変更承認申請書」により変更の申請をしてください。
- 2 この届出書は、事業所得の基となる有価証券を新たに取得した日又は従来取得している有価証券と種類が異なる有価証券を取得した日の属する年分の確定申告期限までに提出してください。
- 3 有価証券の評価方法の選定は、有価証券の種類ごとに行うことになっていますのでその種類ごとに評価方法を定めて、次により書いてください。
 - (1) 「有価証券の種類」欄には、新たに取得した有価証券の種類を（注）に掲げる別にかきます。
(注) 有価証券の種類は、次に掲げる区分によります。
 - 1 国債及び地方債
 - 2 社債（会社以外の法人が特別の法律により発行する債券を含みます。）
 - 3 株式（新株引受権を含みます。）
 - 4 証券投資信託又は貸付信託の受益証券
 - 5 1 から 4 までに掲げる有価証券以外の有価証券なお、1 から 4 までに掲げる有価証券には、外国又は外国法人の発行する有価証券で、それぞれに掲げる有価証券の性質を有するものを含みます。
 - (2) 「評価方法」欄には、総平均法又は移動平均法のうち、選定した評価方法を書きます。